【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年11月２日
【発行者名】	阪急リート投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員　　白木　義章
【本店の所在の場所】	大阪市北区茶屋町19番19号
【事務連絡者氏名】	阪急リート投信株式会社 取締役　　夏秋　英雄
【連絡場所】	大阪市北区茶屋町19番19号
【電話番号】	06－6376－6821
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

１【提出理由】

阪急リート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、本投資法人の主要な関係法人である特定関係法人の異動があるため、金融商品取引法第24条の５第４項並びに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第１項及び同条第２項第２号の規定に基づき本臨時報告書を提出するものです。

２【報告内容】

（１）主要な関係法人（特定関係法人）の名称、資本金の額及び関係業務の概要

名称（特定関係法人）	阪急不動産株式会社（注） 大阪市北区角田町１番１号 （注）阪急不動産株式会社は、平成30年４月１日付で阪急阪神不動産株式会社に商号を変更する予定です。以下同じです。
資本金の額	12,426百万円（本書の日付現在）
関係業務の概要	本投資法人が資産の運用を委託する阪急リート投信株式会社（以下「本資産運用会社」といいます。）の親会社

（２）異動の理由及びその年月日

①　異動の理由

本資産運用会社の全株式を保有する阪急電鉄株式会社（以下「阪急電鉄」といいます。）は、阪急阪神ホールディングスグループ（阪急阪神ホールディングス株式会社を持株会社として構成される企業集団をいいます。）の不動産事業の再編（以下「本再編」といいます。）の一環として、平成30年４月１日を効力発生日とする株式譲渡により、その保有する阪急不動産株式会社（以下「阪急不動産」といいます。）の全株式を、阪急阪神ホールディングス株式会社に譲渡する予定です。そのうえで、阪急不動産は、同日を効力発生日とする吸収分割により、阪急電鉄及び阪神電気鉄道株式会社の不動産事業を承継し、これに伴い、阪急電鉄の保有する本資産運用会社の全株式を承継する予定です。

これにより、同日付で、新たに阪急不動産が、本資産運用会社の親会社となり、本投資法人の特定関係法人に該当することとなる予定です。

なお、阪急電鉄は、金融商品取引法第166条第５項第２号、金融商品取引法施行令第29条の３第３項及び有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第55条の８第２項により、引き続き本投資法人の特定関係法人となります。

また、本再編後、阪急不動産は阪急阪神ホールディングス株式会社の完全子会社となるため、阪急阪神ホールディングス株式会社は引き続き本投資法人の特定関係法人となります。

②　異動の年月日

平成30年４月１日（予定）